

日本政策金融公庫一般貸付に係る必要な提出書類

必要な書類 申込区分		知事 推 薦 書 交 付 願	借 入 申 込 書	創 業 計 画 書	営 業 許 可 書 (確 認 書) (写)	設備内容が明らかになる書類			法人 (2期分)	個人 (2年分)
						見 積 書 (写) ※3	不 動 産 等 契 約 書 (写) ※4	平 面 図 ※5	む (決算後六ヶ月以上経過↓試算表) (写)	確定申告書及び決算書(勘定科目明細書も含)
新 規 開店者	新 規 ※1	○	○	○		○	○	○		
既 存 営業者	店舗改装、増・ 改築、建替え	○	○		○	○		○	○	○
	店舗移転	○	○		○	○	○	○	○	○
	備品購入	○	○		○	○			○	○
	支店開設 ※2	○	○		○ 本店分	○	○	○	○ 本店分	○ 本店分
その他必要な書類		法人名義で申し込む場合				登記簿謄本又は登記事項証明書(3ヶ月以内)				
		担保提供の場合				不動産等の登記簿等の謄本及び公図				
※1 新規開業者 (新創業融資制度利用 の場合)		新創業融資制度を利用する事業開始前、又は事業開始後で税務申告を終えていない方は、創業資金の1／10以上の自己資金が必要であり、借入金額は設備3,000万円以内で返済期間15年以内。(26.2.24～改正)								
※2 支店開設		現在お店を経営されている方が、同業種の店舗を新たに開設する場合。								
※3 見積書		業者の発行した、内外装工事等や什器、備品等の見積書が必要です。 什器、備品の見積書が取れない場合は、金額が記載されているカタログでも可								
※4 契約書		まだ契約していない場合は重要事項説明書、念書、覚書、物件案内書でも可								
※5 平面図		工事後の構造設備分かる平面図が必要(特に飲食店は、厨房及び什器等の配置、客席の構造設備等も記載。理容・美容所等は法令に合致する構造であることがわかるもの。)								